

東京学芸大学附属図書館資料撮影等利用要項の一部改正について

改正理由：附属図書館が保管する資料のデジタルデータの取扱いを整理するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学附属図書館利用規則<u>(平成18年規則第14号)</u>第16条第2項の規定に基づき、附属図書館が保管する有形の資料及びそのデジタルデータ<u>(附属図書館がインターネット上で公開している特別コレクションのデジタルデータを除く。以下「資料等」という。)</u>の撮影等利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学附属図書館利用規則第16条第2項の規定に基づき、附属図書館が保管する有形の資料及びそのデジタルデータ（以下「資料等」という。）の撮影等利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>